

実施します！

「全国一斉特設人権相談」

昭和24年（1949年）6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。

また、人権の大切さについて、街頭啓発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動にも努めています。

全国人権擁護委員連合会では、来る6月1日に「全国一斉特設相談」を開催し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。

茨城県人権擁護委員連合会でも「人権擁護委員の日」にちなみ、次のとおり、特設人権相談を実施します。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方のご相談を受け付けます。

【日時】

6月9日(水) 午前10時～正午
午後1時30分～3時30分

【場所】

悩んでいませんか？ 「無料弁護士相談」

市消費生活センターでは、これまでの相談に加え、6月から新たに弁護士による無料法律相談を実施します。

【内容】

消費生活に関する相談や多重債務相談などの法的アドバイス

【期日】

6月10日(木)	7月8日(木)
8月19日(木)	9月9日(木)
10月14日(木)	11月11日(木)
11月18日(木)	12月9日(木)
平成23年	
1月13日(木)	1月27日(木)
2月17日(木)	3月10日(木)

【時間】

午後1時30分～4時30分

【場所】

市消費生活センター（谷和原）
（※1人30分、予約制）

板橋コミュニティセンター

【料金】 無料

【予約】 不要

【相談員】

人権擁護委員・法務局担当官

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58-2111（内線1153・4）

庁舎1階

【定員】

1日あたり6名（先着順）

【利用条件】

市内在住・在勤の方

【ご注意ください】

次のいずれかに該当する場合は、受け付けできません。

- ・ 同じ相談を継続して希望する方（1回のみ）
- ・ 現在、調停または裁判中の方
- ・ 法人など営業や営利に関すること

※相談には、消費生活センターの相談員も同席します。

【予約受付時間】

月～金曜 午前9時～正午
午後1時～4時30分（祝日、年末年始を除く）

申問 市消費生活センター ☎ 3288

県指定文化財

「不大院楼門」の修理状況（2）

平成21年度は解体工事が終了し、楼門全体を揚屋して、基礎の修復工事が行われました。

屋根部分は、協議の結果、現在の小屋組に変更した明和8年（1771年）の時期の構造に復旧することになりました。維持管理も考慮して、本堂の上部屋根と同じ榎葺型銅板葺での整備になります。

解体が進む中で数々の墨書が発見された楼門ですが、建立は元禄13年（1700年）であることが判明しました。

1700年といえば、「生類憐れみの令」で有名な5代将軍徳川綱吉が在職していた時代で、近松門左衛門や松尾芭蕉といった、文人を生んだ元禄期でもあります。また、水戸黄門でおなじみの徳川光圀が73歳で没した年でもありました。

なお、つくばみらい市周辺は、関東各

地の治水・新田開発を進めた伊奈忠次の跡を継ぐ、伊奈忠順が代官頭・関東郡代を勤めていた時代でした。

現在の工事は、このような時代から310年の時を経て、大規模な修理工事が行われているのです。

揚屋工事の様子

